

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新1号) 記入例

様式第7号(第8条関係)

令和 年 月 日受付

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新1号)

(新規・継続)

宇部市長 様

①住所、保護者氏名、電話番号を記入してください。

なお、令和4年1月2日以降に宇部市へ転入された方は、以前の住所も記入してください。

次のとおり ① 子育てのための施設等利用給付認定に係る認定を申請します。

〒755-0031

令和 4 年 10 月 30 日

保護者住所 宇部市常盤町一丁目7-1

※令和4年1月2日以降の転入の場合、前住所記入(年 月 日転入)

前住所

(Tel 父 090-00000-00000)

(Tel 母 080-00000-00000)

代表保護者氏名 宇部 太郎

②認定希望日(施設利用開始日)を記入してください。

③入園児童の氏名には必ずカタカナでフリガナをつけてください(左詰め、氏と名の間は1マス空ける)。

年齢は令和5年4月1日現在の年齢を記入してください。

④家族の状況は、同一世帯・別世帯に関わらず、入園児童と同一住所におられる方全員について記入してください。

続柄は、入園児童からみた続柄を記入してください。

勤務先(職業)欄は、お子様については学校名、保育園名等を記入してください。

⑤該当する項目がある場合は、及び必要事項を記入してください。

同居している家族に障害者手帳をお持ちの方がいる場合は、提出時に手帳の写しを添付してください。

児童手当と児童扶養手当は異なりますのでご注意ください。

施設名 ○○幼稚園 施設コード 0000 認定希望日(施設利用開始日) 令和 5 年 4 月 1 日

入園児童	フリガナ氏名	生年月日(和暦)等	個人番号(マイナンバー)	
③	宇部 一郎	令和5年4月1日現在の年齢 3 才 □平成 1 年 7 月 10 日 ☑昭和	0000000000000000	
続柄	フリガナ氏名	生年月日(和暦)	勤務先、園名、学校名等	個人番号(マイナンバー)
父	宇部 太郎	62 年 4 月 20 日 ☑昭和 □平成	○○工業	0000000000000000
母	宇部 花子	63 年 8 月 12 日 ☑昭和 □平成	○○商店	1111111111111111
弟	宇部 次郎	T・S・H・R 2 年 5 月 5 日	○○保育園	2222222222222222
祖父	宇部 園男	T・S・H・R 34 年 8 月 10 日		3333333333333333
祖母	宇部 園子	T・S・H・R 33 年 10 月 20 日		4444444444444444
		T・S・H・R 年 月 日		

該当する□にチェックをし、必要事項を記入してください。

単身赴任	<input type="checkbox"/> 父 ・ <input type="checkbox"/> 母 赴任先住所()
ひとり親	<input type="checkbox"/> 離婚(年 月 日) <input type="checkbox"/> 死別(年 月 日) <input type="checkbox"/> 未婚
	<input type="checkbox"/> 別居(年 月頃から) 調停 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()
同居障害者	氏名 手帳の有無 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

- 申請にあたって同意していただく事項
- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
 - 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者者に提供することがあります。
 - 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
 - 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
 - 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
 - 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚園部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。